

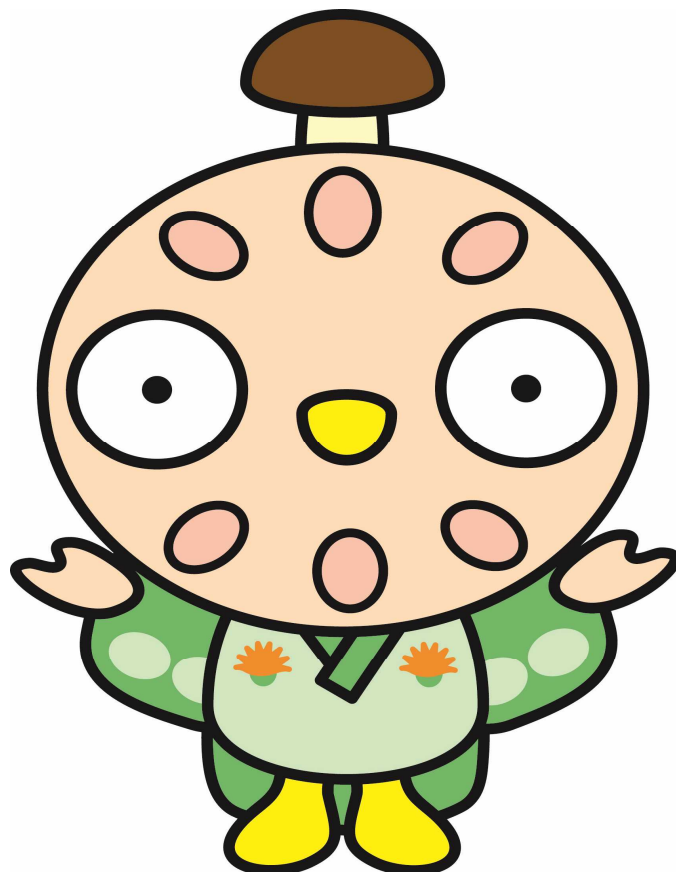
平成 30 年度

# 長南町まちづくり町民提案事業

募集要項

## 募集期間

平成30年5月1日(火)から平成30年5月31日(木)まで



## 1. 長南町まちづくり町民提案事業とは

長南町では、まちおこしに熱意やアイデアを持つ団体等が主体的に企画、実施するイベントや町のPRに資する事業に対し、補助金を助成し、地域の活性化を図り町にひとの流れをつくる事を目的としています。

## 2. 応募できる団体

応募できる団体は以下の要件をすべて満たす団体とします。

### (1) 応募団体の要件

- ア 町内に活動拠点を有し自主的に事業（活動）を行う団体
- イ 構成員が3名以上で、その構成員の過半数が町内に在住、在勤している団体

### (2) 応募対象とならない団体

- ア 営利、宗教、特定の政治活動等を目的とする事業及び団体
- イ 個人の趣味的活動を目的とする事業及び団体
- ウ 当該事業に対し、長南町及び公共的団体等から他の補助金等を受けている場合
- エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団員が関与している団体

## 3. 対象となる事業

対象となる事業は、以下の全てを満たす事業であること

- ア 自主・主体的に実施される事業
- イ 町内で実施される事業
- ウ 平成31年2月末日までに完了する事業
- エ 同一事業について、長南町及び公共的団体から他の補助金等を受けていない事業

## 4. 補助額について

### (1) 補助額

- ・ 1事業あたり、補助の対象となる経費の原則 1 / 2 とし補助金の上限は 20 万円とします。(千円単位、千円未満端数切捨て)

### (2) 対象となる経費

- ア 人件費：事業実施のために雇いあげた人件費(アルバイト含む)
- イ 消耗品費：活動を実施する上で必要な消耗品
- ウ 備品購入費：活動を実施する上で必要な機材、備品
- エ 印刷製本費：チラシ、ポスター、報告書、印刷費
- オ 謝礼金：講師、専門家等への謝礼
- カ 通信運搬費：郵便、電話料、宅配便等
- キ 保険料：火災地震その他の家屋に係るものを除く
- ク 使用貸借料：機器類の貸借料や会場の使用料
- ケ 燃料費：機材に必要な燃料、発電機等の燃料
- コ 広告費：広告への掲載費用
- サ その他町長が事業のために必要かつ適正と認めたもの

### (3) 対象とならない経費

- ア 飲食費(ただし、対象となる事業の遂行上直接必要となるものは除く。)
- イ 商品券等の金券の購入代金
- ウ 記念品の購入等の経費
- エ 視察旅費
- オ 家賃(敷金、礼金等も含め対象外)
- カ 土地の取得、造成、補償にかかる経費
- キ 団体の経常的な運営に係る経費(事務局経費等)
- ク 領収書等により、補助団体が支払ったことが確認できない経費
- ケ その他、事業実施に直接関係のない経費や町長が社会通念上適正でないと認めた経費

備品のみで購入となる事業は、対象となりません。

対象経費や補助額は次年度以降変更になる可能性があります。

## 5. 応募方法

- ア 事業企画書(様式第1号)、事業計画書(様式第2号)、実施団体の概要書(様式第3号)、事業予算書(様式第4号)を長南町役場企画政策課に提

出してください。

イ 応募様式等は、町ホームページからのダウンロード又は、企画政策課に用意してあります。

事業予算書は、前項4.(2)対象となる経費を参照の上記載して下さい。

## 6. 応募締切日

平成30年5月31日(木)まで

## 7. 審査方法について

### (1) 審査方法

下記の基準のとおり審査いたします。

### (2) 審査基準

- ア 事業(活動)の自主性・主体性
- イ 事業(活動)の目的、公益性
- ウ 事業(活動)内容の実現性
- オ 期待される事業の効果・成果
- カ 事業予算書の記載内容や積算根拠は明確で妥当であるか  
同一事業についても毎年度申請して頂き毎年審査いたします。

## 8. 提案後の流れ

- 【5月1日】 事業募集開始
- 【5月31日】 事業募集締切り
- 【6月上旬】 採択通知  
採択を受けた団体は、町へ補助金申請書を提出、補助事業実施
- 【2月末まで】 実績報告書提出  
実績報告書提出後、補助金額の確定、振込み

ご不明な点がございましたら下記連絡先まで問い合わせください。

### 問い合わせ

〒297-0192 長南町長南2110

長南町役場 企画政策課 企画調整係

電話 0475-46-2113

FAX 0475-46-1214

## 長南町まちづくり町民提案事業補助金交付要綱

平成 27 年 6 月 1 日

告示第 61 号

改正

平成 28 年 4 月 1 日告示第 31 号

## 長南町まちづくり町民提案事業補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 町長は、団体等が主体的に企画、実施する地域の活性化を図る事業や町の PR に資する事業に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、長南町補助金交付規則(昭和 5 2 年長南町規則第 7 号)及びこの要綱の定めるところによる。

(補助対象となる団体)

第 2 条 補助金の交付の対象となる団体(以下「補助対象団体」という。)は、次条に規定する事業を実施する団体であって、次の各号に掲げる要件を全て満たすものでなければならない。

- (1) 町内に活動拠点を有し、自主的に活動を行う団体であること。
- (2) 構成員が 3 名以上で、その構成員の過半数が町内に在住、在勤しているものであること。

(補助対象となる事業)

第 3 条 補助の対象となる事業は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 第 1 条に掲げる趣旨に資する事業であること。
- (2) 自主・主体的に実施される事業であること。
- (3) 町内で実施される事業であること。
- (4) 1 会計年度内で実施される事業であること。
- (5) 同一事業について、長南町及び公共的団体から他の補助金等を受けていない事業であること。
- (6) その他、町長が特に必要と認めたもの。

(補助金の額及び交付回数の制限)

第 4 条 補助金の額及び交付回数の限度は次のとおりとする。

- (1) 補助金の額は、補助対象経費の 1/2 とし年 20 万円を上限とする。
- (2) 同一事業に対する補助金の交付は、連続 3 年度までとする。

(補助の対象経費等)

第 5 条 この補助金の交付の対象となる経費は、補助対象となる事業の運営に必要な費用とする。

2 次の各号に掲げる経費については、原則として補助対象経費としない。ただし、町長が特に必要と認めた経費についてはその限りではない。

- (1) 飲食及び懇親会費
- (2) 視察旅費
- (3) その他、補助金の交付対象として適当でないと認められる経費  
(事業の公募)

第6条 町長は、募集期間、審査の方法及び基準を記載した募集要項を定め、補助対象事業を公募するものとする。

(事業の実施)

第7条 事業を実施しようとする団体等は、次の各号に掲げる書類を募集要項で定める期日までに町長へ提出するものとする。

- (1) 事業企画書(様式第1号)
- (2) 事業計画書(様式第2号)
- (3) 実施団体の概要(様式第3号)
- (4) 事業予算書(様式第4号)
- (5) その他町長が必要と認める書類

(補助対象事業の選考)

第8条 町長は前条の規定により書類の提出を受けた事業について、第5条で定める募集要項に基づき審査するものとする。

2 町長は事業の可否を速やかに当該団体に通知しなければならない。

(補助金交付の申請及び決定)

第9条 前条第2項の規定により補助対象事業として採択の通知を受けた団体は、所定の期日までに、長南町まちづくり町民提案事業補助金交付申請書(様式第5号)に町長が必要と認める書類を添付して提出するものとする。

2 町長は、補助金の交付を決定したときは、長南町まちづくり町民提案事業補助金交付決定通知書(様式第6号)により当該団体に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第10条 補助金の交付決定を受けた団体は、交付決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、補助金交付決定通知書を受けた日の翌日から起算して7日以内に文書をもって申請の取下げをすることができる。

(変更等の承認事項)

第11条 補助団体は、次のいずれかに該当するときは、長南町まちづくり町民提案事業補助金に係る事業計画(変更・中止・廃止)承認申請書(様式第7号)を提出し、町長の承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業の内容を変更しようとするとき。
- (2) 補助事業を中止又は廃止しようとするとき。

2 町長は、前項の事業計画(変更・中止・廃止)承認申請書が提出されたときは、その内容を審査し、長南町まちづくり町民提案事業補助金に係る事業計画(変更・中止・廃止)承認通知書(様式第8号)又は、不承認通知書(様式第9号)により通知するものとする。

(実績報告)

第12条 補助団体は、補助対象事業が完了したときは、次の各号に掲げる書類を添付して、町長に報告しなければならない。

- (1) 実績報告書(様式第10号)
- (2) 事業収支決算書(様式第11号)
- (3) 経費を支払ったことを証する書類(領収書等)
- (4) その他町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の実績報告書等の内容を町広報誌及びホームページ等で町民に周知することができる。

(補助金額の確定)

第13条 町長は、前条の実績報告書により補助金を返還させる事由がないと認めるときは、補助金の額を確定し、長南町まちづくり町民提案事業補助金交付額確定通知書(様式第12号)により補助団体に通知しなければならない。

(検査)

第14条 町長は、必要に応じて職員をして実地につき検査させることができる。

(補助金の返還)

第15条 町長は、補助団体が次の各号のいずれかに該当したときには、交付した補助金の全部又は一部を返還命令書により返還させなければならない。ただし、気象条件、天変地異、中止命令その他補助団体の責めによらない不測の事態により交付決定を受けた内容のとおり補助対象事業を実施できなかった場合で、町長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 補助対象事業を実施しなかったとき。
- (2) 政治活動、思想普及活動又は反社会的活動を確認したとき。
- (3) その他不正の行為があったとき。

2 補助団体は、前項に規定する返還命令書を受理したときには、速やかに補助金を返還しなければならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。